

奈良県広域水道企業団職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第19号

奈良県広域水道企業団職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程  
(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和7年3月企業管理規程第17号。以下「給与規程」という。）第3条第2項の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 紹介規程第2条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 採用試験 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第18条に定める採用のための競争試験をいう。

（新たに職員となった者の職務の級）

第3条 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

2 新たに職員となった者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される別表第1に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験又は職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第1項ただし書の規定の適用を受ける職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第13条第4項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときには当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級

に決定しようとするときには企業長の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

(新たに職員となった者の号給)

第4条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が初任給基準表に定められていないときは初任給基準表に定める号給を基準としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第17条第1項又は第19条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の試験又は職種欄にその者に適用される区分の定めのない者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第6条から第12条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第5条 初任給基準表は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は、次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

- (1) 採用試験の結果に基づいて職員となった者
- (2) 採用試験に準ずる試験として企業長が認める選考により選択されて職員となった者
- (3) 前2号に該当し、その後人事交流等により引き続いて第10条各号（第4号の規定を除く。）のいずれかに掲げる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者

3 初任給基準表の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第2に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第6条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学

歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して別表第3に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とする。

- 2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「I種」にあっては「大学卒」の区分、「II種」にあっては「高校卒」の区分が初任給基準表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号給）

第7条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第4条第1項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に当該経験年数の月数を18月（第1号から第3号までに掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち7年までの年数の月数については、12月、7年を超える年までの年数の月数については、15月、第4号に掲げる者で企業長が定める職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数の月数については、企業長が定める月数）で除した数（1未満の端数があるときは、当該これを切り捨てた数）に4（その属する職務の級が8級以上である職員（以下「特定職員」という。）であるときは、0）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（企業長が定める者にあっては、当該号給の数に3を超えない範囲内で企業長が定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

- (1) 第5条第2項第1号及び第2号に掲げる者（第4号に該当する者を除く。）  
その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「I種」にあっては「大学卒」の区分、「II種」にあっては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (2) 第5条第3項の規定の適用を受ける者（第4号に該当する者を除く。）  
その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

- (3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (4) 基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者 企業長が定める経験年数（経験年数）

第8条 第3条第2項、第4条第2項及び前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあっては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあっては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあっては、企業長の定める学歴免許等の区分とする。）に対して修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際し用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

（下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給）

第9条 第6条又は第7条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験又は職種欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第10条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、第7条又は前条の規定による場合には著しく他の職員との均衡

を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

- (1) 給料表の適用を受けない奈良県広域水道企業団の公務員
- (2) 他の地方公共団体の公務員
- (3) 国家公務員
- (4) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (5) その他企業長が前各号に掲げる者に準ずると認める者  
(特殊の職に採用する場合等の号給)

第11条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第7条又は第9条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して企業長が定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

(特定の職員についての号給)

第12条 新たに職員となった者のうち、特定職員について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第7条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

(昇格)

第13条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、昇格させようとする日以前3年間において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が次に掲げる要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前3年間における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

- (1) 職員を昇格させようとする日以前3年間における能力評価及び業績評価(評価期間の全期間において職務に従事した上の評価に限る。)の全体評語がいずれも上位(全体評語の段階が中位より上であることをいう。以下同じ。)又は中位の段階であること。
- (2) 職員を昇格させようとする日以前1年内に、法第29条の規定による懲戒処分(以下「懲戒処分」という。)又はこれに相当する処分を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とされる行為をしていな

いこと。

- 3 職員が人事交流等の事情により前項第1号に規定する全体評語の全部若しくは一部がない場合又は昇格させようとする日以前3年内において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員について昇格させようとする日以前3年内における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、企業長の定めるところにより、職員を昇格させることができる。
- 4 昇格させようとする職務の級に分類されている職務について、優れた能力及び適性を有すると認められる職員であって、当該職務を遂行させることが特に必要と認められる者については、前項第1号の規定にかかわらず、昇格させることができる。
- 5 前各項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定しようとするときは、別表第5に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において企業長が別に定めることとする要件に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、昇格させようとする日以前における直近の人事評価の結果その他勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間をもって、在級期間表の在級期間とすることができる。
- 6 前項の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに他の職員との均衡を失すると認められる職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第5」とあるのは「企業長が定める要件及び別表第5」と、「定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において」とあるのは「おいて」とする。
- 7 第4項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合は、この限りでない。

#### （在級期間表の適用方法）

第14条 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させ

るための在級期間を示す。

- 2 第5条第2項第2号又は同条第3項の規定の適用を受ける者に対する在級期間表の適用については、採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うものとする。
- 3 第10条又は第11条の規定の適用を受けた職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、他の職員との均衡を考慮して定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

(上位資格の取得等による昇格)

第15条 職員が第5条第2項第1号若しくは第2号に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得した等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有することに至った場合には、第13条の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第16条 職員が生命をして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度の障害を有することになった場合は、第13条の規定にかかわらず、昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第17条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けている号給に対応する別表第6に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 第15条の規定により職員を昇格させた場合において前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前3項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(降格)

第18条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

- 2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果

又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

- 3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

(降格の場合の号給)

第19条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けている号給に対応する別表第7に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けている給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(昇給日及び評価終了日)

第20条 給与規程第3条第4項の規定により昇給を行う同項の企業長が定める日は、第22条又は第23条に定めるものを除き、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）とし、昇給日前における同項の企業長が定める日は、昇給日前1年間における3月31日（以下「評価終了日」という。）とする。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第21条 評価終了日以前における直近の能力評価及び直近の連続した2回の業績評価の全体評語（以下この条において「昇給評語」という。）がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第1号ア若しくはイ又は第3号ア若しくはイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、企業長の定めるところにより行うものとする。

- (1) 昇給評語が上位又は中位の段階である職員（当該昇給評語がいずれも中位の段階である職員及び一の業績評価の全体評語が上位の段階（最上位の段階を除く。）であり、かつ、他の昇給評語が中位の段階である職員にあっては、企業長が定める者に限る。）のうち、勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分  
ア 勤務成績が極めて良好である職員 A

- イ アに掲げる職員以外の職員 B
- (2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C
- (3) 昇給評語のいずれかが下位（全体評語の段階が中位より下であることをいう。以下同じ。）の段階である職員、評価終了日以前1年間において懲戒処分を受けた職員及び懲戒処分を受けることが相当とされる行為したことその他企業長が定める事由に該当した職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
- ア 勤務成績がやや良好でない職員 D
- イ 勤務成績が良好でない職員 E
- 2 前項の場合において、同項第3号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、企業長の定めるところにより、同号アに掲げる職員にあってはCの昇給区分に、同号イに掲げる職員にあってはC又はDの昇給区分に決定することができる。
- 3 職員が人事交流等の事情により、昇給評語の全部又は一部がない場合には、第1項の規定にかかわらず、企業長の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。
- 4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前3項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- (1) 企業長の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（第1項第3号イに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D
- (2) 企業長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E
- 5 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。
- 6 前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少數である場合その他の企業長の定める場合を除き、企業長の定める割合におおむね合致していなければならない。
- 7 給与規程第3条第6項の規定の適用を受けない職員の同条第4項の規定に

よる昇給の号給数は、次の各号に掲げる昇給区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とし、Eの昇給区分に該当する職員は、昇給しない。

- (1) A 8号給以上
- (2) B 6号給
- (3) C 4号給
- (4) D 2号給

8 給与規程第3条第6項の規定の適用を受ける職員の同条第4項の規定による昇給の号給数は、次の各号に掲げる昇給区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とし、C、D及びEの昇給区分に該当する職員は、昇給しない。

- (1) A 2号給以上
- (2) B 1号給

9 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第17条第3項又は第25条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（企業長の定める職員にあっては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で企業長の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

10 前3項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けている号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、前3項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

11 一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定数、第6項の企業長の定める割合等を考慮して企業長の定める号給数を超えてはならない。

（研修、表彰等による昇給）

第22条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、給与規程第3条第4項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第23条 勤務成績が良好である職員が生命をして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、企業長の定める日に、給与規程第3条第4項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第24条 第20条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第25条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第17条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）又は企業長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を企業長の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第26条 休職にされ、若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(雑則)

第27条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、別に企業長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

試験又は職種		学歴免許等	初任給
採用試験	I 種		1級29号給
	II 種		1級9号給
その他		高校卒	1級5号給

別表第2（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) (1)に相当すると企業長が認める学歴免許等の資格
	(2) 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) (1)に相当すると企業長が認める学歴免許等の資格
	(3) 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) (1)に相当すると企業長が認める学歴免許等の資格
	(4) 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) (1)に相当すると企業長が認める学歴免許等の資格
	(5) 大学4卒	(1) 学校教育法による四年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のもに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) (1)から(3)までに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	(1) 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) (1)から(3)までに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格
	(2) 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年

		限 2 年以上のものに限る。) の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限 2 年の課程の卒業 (6) (1) から (5) までに相当すると企業長が認める学歴免許等の資格
	(3) 短大 1 卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限 1 年の課程の卒業 (2) (1) に相当すると企業長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	(1) 校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) (1) に相当すると企業長が認める学歴免許等の資格
	(2) 高校 3 卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) (1) に相当すると企業長が認める学歴免許等の資格
	(3) 高校 2 卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) (1) に相当すると企業長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学校部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) (1) に相当すると企業長が認める学歴免許等の資格

#### 備考

- 1 この表の「特別支援学校」は、学校教育法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 80 号）による改正前の盲学校、ろう学校及び養護学校を含む。
- 2 この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 153 号）による改正前の准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第3（第6条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分		
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)
博士課程修了	21年	5年	7年	9年
修士課程修了	18年	2年	4年	6年
専門職学位課程修了	18年	2年	4年	6年
大学専攻科卒	17年	1年	3年	5年
大学4卒	16年		2年	4年
短大3卒	15年	△1年	1年	3年
短大2卒	14年	△2年		2年
短大1卒	13年	△3年	△1年	1年
高校専攻科卒	13年	△3年	△1年	1年
高校3卒	12年	△4年	△2年	
高校2卒	11年	△5年	△3年	△1年
中学卒	9年	△7年	△5年	△3年

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「△」を付していない年数は加える年数を、「△」を付した年数は減ずる年数を示す。
- 3 初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。  
この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について企業長が別段の定めをした職員については、企業長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第4（第8条関係）

経歴	換算率
国、地方公共団体、 旧公共企業体、政府 関係機関、外国政府 又は民間における企 業体、団体等の職員 等としての在職期間	10割 職員としての職務にその経験が 直接役立つと認められる職務に 従事した期間（常時勤務に服す る者として職務に従事した期間 又はこれに準ずる期間に限る。）
	10割以下 その他の期間
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（ 正規の修学年数内の期間に限る。）	10割以下
その他の期間	10割以下 職員としての職務にその経験が 直接役立つと認められる職務に 従事した期間
	2割5分以下（他の職員 との均衡を著しく失する 場合は、5割以下） その他の期間

別表第5（第13条関係）

職務の級							
2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
3	4	4	2	2	4	3	3

備考 II種の結果に基づいて職員となった者又は選考採用者（採用試験の結果に基づいて職員となった者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、II種の結果に基づいて職員となった者にあっては「8」と、選考採用者にあっては「9」とする。

別表第6（第17条関係）

昇格した日の前日に受けている号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	

2 8	1	8	8	2 0	1 6	8	4	
2 9	1	9	9	2 1	1 7	9	5	
3 0	1	1 0	1 0	2 2	1 8	9	5	
3 1	1	1 1	1 1	2 3	1 9	1 0	5	
3 2	1	1 2	1 2	2 4	2 0	1 0	5	
3 3	1	1 3	1 3	2 5	2 1	1 1	5	
3 4	2	1 4	1 4	2 6	2 2	1 1	5	
3 5	3	1 5	1 5	2 7	2 3	1 2	5	
3 6	4	1 6	1 6	2 8	2 4	1 2	5	
3 7	5	1 7	1 7	2 9	2 5	1 3	5	
3 8	6	1 8	1 8	3 0	2 6	1 3	5	
3 9	7	1 9	1 9	3 1	2 7	1 3	5	
4 0	8	2 0	2 0	3 2	2 8	1 3	5	
4 1	9	2 1	2 1	3 3	2 9	1 4	5	
4 2	1 0	2 2	2 2	3 4	2 9	1 4	5	
4 3	1 1	2 3	2 3	3 5	3 0	1 4	5	
4 4	1 2	2 4	2 4	3 6	3 0	1 4	5	
4 5	1 3	2 5	2 5	3 7	3 1	1 5	5	
4 6	1 4	2 6	2 6	3 8	3 1	1 5		
4 7	1 5	2 7	2 7	3 9	3 2	1 5		
4 8	1 6	2 8	2 8	4 0	3 2	1 5		
4 9	1 7	2 9	2 9	4 1	3 3	1 5		
5 0	1 8	3 0	3 0	4 2	3 3	1 5		
5 1	1 9	3 1	3 1	4 3	3 4	1 5		
5 2	2 0	3 2	3 2	4 4	3 4	1 5		
5 3	2 1	3 3	3 3	4 5	3 5	1 5		
5 4	2 1	3 3	3 4	4 6	3 5	1 5		
5 5	2 2	3 4	3 5	4 7	3 6	1 5		
5 6	2 2	3 4	3 6	4 8	3 6	1 5		
5 7	2 3	3 5	3 7	4 9	3 7	1 5		
5 8	2 3	3 5	3 7	5 0	3 7	1 5		
5 9	2 4	3 6	3 7	5 1	3 8	1 5		
6 0	2 4	3 6	3 8	5 2	3 8	1 5		
6 1	2 5	3 7	3 8	5 3	3 8	1 5		
6 2	2 5	3 8	3 8	5 4	3 8	1 5		
6 3	2 6	3 9	3 9	5 5	3 8	1 5		
6 4	2 6	4 0	3 9	5 6	3 8	1 5		
6 5	2 7	4 1	3 9	5 7	3 8	1 5		
6 6	2 7	4 1	4 0	5 8	3 8	1 6		
6 7	2 8	4 2	4 0	5 9	3 8	1 6		
6 8	2 8	4 2	4 0	6 0	3 8	1 6		

6 9	2 9	4 3	4 1	6 0	3 9	1 6		
7 0	2 9	4 3	4 1	6 0	3 9	1 6		
7 1	2 9	4 4	4 1	6 0	3 9	1 6		
7 2	3 0	4 4	4 2	6 0	3 9	1 6		
7 3	3 0	4 5	4 2	6 1	3 9	1 7		
7 4	3 0	4 5	4 2	6 1	3 9			
7 5	3 1	4 5	4 3	6 1	3 9			
7 6	3 1	4 5	4 3	6 1	3 9			
7 7	3 1	4 5	4 3	6 1	3 9			
7 8	3 2	4 6	4 4	6 2	3 9			
7 9	3 2	4 6	4 4	6 2	3 9			
8 0	3 2	4 6	4 4	6 2	3 9			
8 1	3 3	4 6	4 5	6 3	4 0			
8 2	3 3	4 6	4 5	6 4	4 0			
8 3	3 3	4 7	4 5	6 5	4 0			
8 4	3 4	4 7	4 5	6 6	4 0			
8 5	3 4	4 7	4 6	6 7	4 1			
8 6	3 4	4 7	4 6					
8 7	3 5	4 7	4 6					
8 8	3 5	4 8	4 6					
8 9	3 5	4 8	4 7					
9 0	3 6	4 8	4 7					
9 1	3 6	4 8	4 7					
9 2	3 6	4 8	4 7					
9 3	3 7	4 9	4 7					
9 4		4 9	4 7					
9 5		4 9	4 7					
9 6		4 9	4 8					
9 7		4 9	4 8					
9 8		5 0	4 8					
9 9		5 0	4 8					
1 0 0		5 0	4 8					
1 0 1		5 0	4 8					
1 0 2		5 0	4 8					
1 0 3		5 1	4 9					
1 0 4		5 1	4 9					
1 0 5		5 1	4 9					
1 0 6		5 1	4 9					
1 0 7		5 1	4 9					
1 0 8		5 2	4 9					
1 0 9		5 2	4 9					

1 1 0		5 2						
1 1 1		5 2						
1 1 2		5 2						
1 1 3		5 2						
1 1 4		5 2						
1 1 5		5 2						
1 1 6		5 2						
1 1 7		5 3						
1 1 8		5 3						
1 1 9		5 3						
1 2 0		5 3						
1 2 1		5 3						
1 2 2		5 3						
1 2 3		5 3						
1 2 4		5 3						
1 2 5		5 3						

別表第7（第19条関係）

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3 3	2 1	2 1	9	1 3	1 7	1 2	1
2	3 3	2 2	2 2	1 0	1 4	1 8	1 7	2
3	3 3	2 3	2 3	1 1	1 5	1 9	2 1	3
4	3 4	2 4	2 4	1 2	1 6	2 0	2 8	4
5	3 5	2 5	2 5	1 3	1 7	2 2	4 5	9
6	3 6	2 6	2 6	1 4	1 8	2 4	4 5	9
7	3 8	2 7	2 7	1 5	1 9	2 6	4 5	9
8	3 9	2 8	2 8	1 6	2 0	2 8	4 5	9
9	4 1	2 9	2 9	1 7	2 1	3 0	4 5	9
10	4 2	3 0	3 0	1 8	2 2	3 2		
11	4 3	3 1	3 1	1 9	2 3	3 4		
12	4 4	3 2	3 2	2 0	2 4	3 6		
13	4 5	3 3	3 3	2 1	2 5	4 0		
14	4 6	3 4	3 4	2 2	2 6	4 4		
15	4 7	3 5	3 5	2 3	2 7	6 5		
16	4 8	3 6	3 6	2 4	2 8	7 2		
17	4 9	3 7	3 7	2 5	2 9	7 3		
18	5 0	3 8	3 8	2 6	3 0	7 3		
19	5 1	3 9	3 9	2 7	3 1	7 3		
20	5 2	4 0	4 0	2 8	3 2	7 3		
21	5 4	4 1	4 1	2 9	3 3	7 3		
22	5 6	4 2	4 2	3 0	3 4	7 3		
23	5 8	4 3	4 3	3 1	3 5	7 3		
24	6 0	4 4	4 4	3 2	3 6	7 3		
25	6 2	4 5	4 5	3 3	3 7	7 3		
26	6 4	4 6	4 6	3 4	3 8	7 3		
27	6 6	4 7	4 7	3 5	3 9	7 3		
28	6 8	4 8	4 8	3 6	4 0	7 3		
29	7 1	4 9	4 9	3 7	4 2	7 3		
30	7 4	5 0	5 0	3 8	4 4	7 3		
31	7 7	5 1	5 1	3 9	4 6	7 3		
32	8 0	5 2	5 2	4 0	4 8	7 3		
33	8 3	5 4	5 3	4 1	5 0	7 3		
34	8 6	5 6	5 4	4 2	5 2	7 3		
35	8 9	5 8	5 5	4 3	5 4	7 3		
36	9 2	6 0	5 6	4 4	5 6	7 3		
37	9 3	6 1	5 9	4 5	5 8	7 3		
38	9 3	6 2	6 2	4 6	6 8	7 3		

3 9	9 3	6 3	6 5	4 7	8 0	7 3		
4 0	9 3	6 4	6 8	4 8	8 4	7 3		
4 1	9 3	6 6	7 1	4 9	8 5	7 3		
4 2	9 3	6 8	7 4	5 0	8 5	7 3		
4 3	9 3	7 0	7 7	5 1	8 5	7 3		
4 4	9 3	7 2	8 0	5 2	8 5	7 3		
4 5	9 3	7 7	8 4	5 3	8 5	7 3		
4 6	9 3	8 2	8 8	5 4	8 5			
4 7	9 3	8 7	9 5	5 5	8 5			
4 8	9 3	9 2	1 0 2	5 6	8 5			
4 9	9 3	9 7	1 0 9	5 7	8 5			
5 0	9 3	1 0 2	1 0 9	5 8	8 5			
5 1	9 3	1 0 7	1 0 9	5 9	8 5			
5 2	9 3	1 1 6	1 0 9	6 0	8 5			
5 3	9 3	1 2 5	1 0 9	6 1	8 5			
5 4	9 3	1 2 5	1 0 9	6 2	8 5			
5 5	9 3	1 2 5	1 0 9	6 3	8 5			
5 6	9 3	1 2 5	1 0 9	6 4	8 5			
5 7	9 3	1 2 5	1 0 9	6 5	8 5			
5 8	9 3	1 2 5	1 0 9	6 6	8 5			
5 9	9 3	1 2 5	1 0 9	6 7	8 5			
6 0	9 3	1 2 5	1 0 9	7 2	8 5			
6 1	9 3	1 2 5	1 0 9	7 7	8 5			
6 2	9 3	1 2 5	1 0 9	8 0	8 5			
6 3	9 3	1 2 5	1 0 9	8 1	8 5			
6 4	9 3	1 2 5	1 0 9	8 2	8 5			
6 5	9 3	1 2 5	1 0 9	8 3	8 5			
6 6	9 3	1 2 5	1 0 9	8 4	8 5			
6 7	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5			
6 8	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5			
6 9	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5			
7 0	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5			
7 1	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5			
7 2	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5			
7 3	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5	8 5			
7 4	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
7 5	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
7 6	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
7 7	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
7 8	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
7 9	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				

8 0	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
8 1	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
8 2	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
8 3	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
8 4	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
8 5	9 3	1 2 5	1 0 9	8 5				
8 6	9 3	1 2 5						
8 7	9 3	1 2 5						
8 8	9 3	1 2 5						
8 9	9 3	1 2 5						
9 0	9 3	1 2 5						
9 1	9 3	1 2 5						
9 2	9 3	1 2 5						
9 3	9 3	1 2 5						
9 4	9 3	1 2 5						
9 5	9 3	1 2 5						
9 6	9 3	1 2 5						
9 7	9 3	1 2 5						
9 8	9 3	1 2 5						
9 9	9 3	1 2 5						
1 0 0	9 3	1 2 5						
1 0 1	9 3	1 2 5						
1 0 2	9 3	1 2 5						
1 0 3	9 3	1 2 5						
1 0 4	9 3	1 2 5						
1 0 5	9 3	1 2 5						
1 0 6	9 3	1 2 5						
1 0 7	9 3	1 2 5						
1 0 8	9 3	1 2 5						
1 0 9	9 3	1 2 5						
1 1 0	9 3	1 2 5						
1 1 1	9 3	1 2 5						
1 1 2	9 3	1 2 5						
1 1 3	9 3	1 2 5						
1 1 4	9 3							
1 1 5	9 3							
1 1 6	9 3							
1 1 7	9 3							
1 1 8	9 3							
1 1 9	9 3							
1 2 0	9 3							

1 2 1	9 3							
1 2 2	9 3							
1 2 3	9 3							
1 2 4	9 3							
1 2 5	9 3							

別表第8（第26条関係）

休職等の期間	換算率
地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3分の3以下
奈良県広域水道企業団就業規則（令和7年3月企業管理規程第●号）第15条に規定する介護休暇の期間	
専従許可の有効期間	3分の2以下
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るもの除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による負傷又は疾病に係るもの除く。）の期間	3分の1以下 (結核性疾患によるものである場合にあっては、2分の1以下)
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3分の3以下